

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大垣市長 石田 仁

市町村名 (市町村コード)	大垣市 (21202)
地域名 (地域内農業集落名)	浅草地域 (浅草、浅中、浅西、横曽根、昭和)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

浅草地域の農業は、水稻主体の土地利用型農業の経営体を中心となっており、エリア内では2名の認定農業者が耕作している。

農業の現状は、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えている。中心となる経営体は確保されており、かつエリア分けもされているが、中心となる経営体に農地が集積されることによる草管理、水管理をどのように行うか、また市街化区域内の農地をどのように管理するかが課題となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者(法人・集落営農組織等)3経営体、主な作物:水稻、花卉

認定農業者(個人)3経営体、主な作物:水稻、肉用牛

その他(個人・法人)3経営体、主な作物:水稻、花卉

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者の2名と今後認定農業者を目指す農業者2名、それぞれの経営力強化のため中間管理機構を活用して農地の集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者の2名と今後認定農業者を目指す農業者2名、それぞれの経営力強化のため中間管理機構を活用して農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸付け等の意向がある人や農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き農業を担う者に農地集積を進めるとともに、効率的な作業を行い、経営の安定を図るため、農地の集約化を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関(大垣市、西濃農林事務所、JA等)と農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、多様な経営体の支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者(法人・個人の各1経営体)が中心となり農作業受託を行うほか、乾燥調製施設を持たない農業者はJAの大規模乾燥調製施設を活用する。また、JA等の意向を考慮し、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水や畦畔の草の管理については、耕作者及び農地所有者が中心となり、適正管理に努めていく。農業用水路が、生活排水路を兼ねている場合などは、非耕作者及び非農地所有者の協力も促していく。